

第12回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年5月25日(金) 午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第 1 2 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年5月25日(金) 16時00分
2. 閉会時間 平成30年5月25日(金) 16時25分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 15名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 出席推進委員の数 16名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第12回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、〃番……………委員、〃番……………委員、は所要の為、欠席との連絡があつております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、〃番……………委員、〃番……………委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、4件 12筆 17,974平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、1件 7筆 5,076平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

第1号議案の所有権移転申請1番の譲渡人は、……………さん、譲受人は、……………さんです。

畑1筆392平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,281.75平方メートルで、農機具は、トラクター1台、田植機1台、管理機1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

譲受人は、兼業農家で40年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、馬鈴薯、ブロッコリー、キャベツ、レタス、水稻を作付し、通作距離は車で15分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地262平方メートルに、太陽光発電施設(23.6kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人所有の雑種地で、平成25年7月19日転用許可済みの太陽光発電施設を設置、東側及び西側は宅地、南側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地756平方メートルに、倉庫兼寄宿舍を1棟建築し、資材置場並びに駐車場用地として利用すると共に、隣接する宅地と一体として、倉庫を1棟建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人所有の農地、東側は道路、南側は道路及び農地、西側は宅地となっております。

雨水は敷地内を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由し、隣接する申請者所有農地に埋設した放流管及び溜柵を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地450平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は . . . の一角にあり、北側及び西側は道路、東側及び南側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は、 . . . の さん、譲受人は . . . の 株式会社 代表取締役 さんで、申請地221平方メートルを譲り受け、隣接する192番1の雑種地と一体に利用し、3区画を造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は . . . の一角にあり、西側は雑種地、北側、東側及び南側は道路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下して、新設した側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の賃貸人は . . . の さん、賃借人は . . . の株式会社 代表取締役 さんで、申請地769平方メートルを借り受け、店舗(コンビニエンスストア)を建築したいとの申

請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は……の一角にあり、北側は宅地及び道路、東側は宅地、南側は水路を挟んで宅地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下して敷地内側溝を經由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和47年11月30日から隣接する1584番1の宅地と一体に賃貸住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

現地を見ますと、賃貸住宅用地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから13ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 17件 59筆 54,918.35㎡

耕作権の再設定 20件 29筆 34,587.00㎡

合計 37件 88筆 89,505.35㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、2件 4筆 3,030.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

以上で、第12回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第12回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時25分